

令和6年第8回教育委員会定例会次第

開催日時 令和6年8月21日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 春日井市教育委員会公印取扱規程の一部改正について
- (2) 全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて

議題1 春日井市教育委員会公印取扱規程の一部改正について

電子決裁の導入に伴い規定を整備するもの。

春日井市教育委員会訓令第 号

事 務 局

教 育 機 関

その他の機関

春日井市教育委員会公印取扱規程（平成8年春日井市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

春日井市教育長 児 島 靖

第5条第1項中「公印」を「春日井市教育委員会処務規程（平成10年春日井市教育委員会訓令第1号）第6条の規定によりその例によることとされた春日井市文書取扱規程（平成13年春日井市訓令第4号）第23条の規定により公印」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「文書に」を「文書及び」に、「原議文書を添えて」を「起案書について、」に、「に提示し、」を「又は管守者が指定する者（次項において「公印管守者等」という。）の」に改め、同条第3項中「公印の管守者」を「公印管守者等」に改め、同条第4項中「又は大量に公印を使用する場合」を削る。

第6条の見出し中「及び公印刷込用紙の使用」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 文書に公印の印影を刷り込もうとする者は、決裁を受けた起案書について管守者の審査を受けるとともに、公印の使用について承認を受けなければならない。

第6条第5項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第6項を削る。

第8条第1項中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(電子印の持出し)

第9条 業務システムにおいて作成された電子印を含む通知書等のデータ（次項において「電子印を含むデータ」という。）を外部に持ち出そうとする者は、電子印外部持出届（第8号様式）により管守者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、電子印を含むデータの使用を終えたときは、速やかに電子印の消去又は電子印を含むデータの消去を確認し、電子印使用報告書により管守者に報告しなければならない。

第7条第5項を次のように改める。

5 電子印を使用しようとする者は、決裁を受けた起案書について管守者の審査を受けるとともに、公印の使用について承認を受けなければならない。

第7条中第9項を第10項とし、同条第8項中「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、通知書、証明書等（以下「通知書等」という。）を発行する業務システム（以下「業務システム」という。）に電子印を搭載する場合は、電子印使用願（第6号様式）により管守者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(公印刷込用紙の使用)

第7条 公印の印影を刷り込んだ用紙（以下この条及び第10条において「公印刷込用紙」という。）に必要な応じて項目を追記して使用しようとするときは、公印刷込用紙作成願（第4号様式）により管守者の承認を受けるとともに、決裁を受けた起案書について審査を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、公印刷込用紙を厳重に保管し、公印刷込用紙出納

簿（第5号様式）を備え付け、使用状況を明らかにし、不要となったときは、溶解、裁断等適当な方法により廃棄しなければならない。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

刷 込 用 公 印 使 用 報 告 書

年 月 日

（宛先） 管 守 者

長

年 月 日付けで承認を受けた { 刷込用公印
公印刷込用紙 } について、
次のとおり使用結果を報告します。

公 印 の 種 類		用 途	
刷込用公印又は公印刷込用紙を使用した文書の名称			
印 刷 枚 数			
印刷所からの刷込用公印返還日	年 月 日		
確 認 欄	☐ 事前に承認を受けた用途以外に公印を使用していないか。 ☐ 印刷所から返還を受けた公印に損傷等はないか。 ☐ 印刷所において公印の複製、目的外利用等不正使用していないことを確認したか。		
確 認 者 氏 名			

第4号様式（第7条関係）

公 印 刷 込 用 紙 作 成 願

年 月 日

（宛先）管守者

長

次のとおり公印刷込用紙を作成したいので承認してください。

公 印 の 種 類		用 途	
公印刷込用紙を 使 用 す る 文 書 の 名 称			
発 送 先			
取 扱 者 氏 名			
刷 込 用 公 印 の 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
公印刷込用紙の 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
印 刷 予 定 枚 数			
印 刷 場 所			
摘 要			

第5号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第8条関係）

電 子 印 使 用 願

年 月 日

（宛先） 管守者

長

次のとおり電子印を使用したいので承認してください。

公 印 の 種 類		用 途	
電子印を使用する システムの名称			
電子印を使用する 文 書 の 名 称			
取 扱 者 氏 名			
使 用 開 始 日	年 月 日から		
摘 要			

第7号様式（第8条関係）

電 子 印 使 用 報 告 書

年 月 日

（宛先）管守者

長

年 月 日付けで承認を受けた { 電子印
電子印を含む印字データ } について、
次のとおり使用結果を報告します。

種 別	電子印	公印の 種類		用途	
	電子印を含む印字データ				
電子印を使用し た文書又はシス テムの名称					
電子印消去日	印刷所： 年 月 日 担当課： 年 月 日				
確 認 欄	☐ 事前に承認を受けた用途以外に電子印を使用していないか。 ☐ 印刷所における電子印消去の確認をしたか。 ☐ 印刷所において電子印の複製、目的外利用等不正使用していないことを確認したか。				
確 認 者 氏 名					

第 8 号様式中「第 8 条関係」を「第10条関係」に、「春日井市教育委員会教育
長 様」を「(宛先) 春日井市教育委員会教育長」に改め、同様式を第 9
号様式とし、第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第8号様式（第9条関係）

電 子 印 外 部 持 出 届

年 月 日

（宛先） 管守者

長

次のとおり外部へ持ち出しますので届け出ます。

種 別	電子印を含む印字データ
公 印 の 種 類	
文 書 の 名 称	
発 送 先	
取 扱 者 氏 名	
外 部 持 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
印 刷 場 所	
摘 要	

附 則

- 1 この訓令は、令和6年9月24日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、改正前の春日井市教育委員会公印取扱規程の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市教育委員会公印取扱規程の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することができる。

春日井市教育委員会公印取扱規程（平成8年春日井市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現 行	改正案
(公印の使用) 第5条 施行する文書には、<u>公印</u>を押さなければならない。<u>ただし、軽易な文書又は庁内連絡文書等</u>にあっては、この限りでない。 2 公印を使用しようとするときは、押印すべき<u>文書に決裁</u>を受けた<u>原議文書</u>を添えて<u>公印の管守者に提示し、審査</u>を経た上で押印しなければならない。 3 公印の管守者は、公印の使用を承認したときは、公印使用認可簿（第2号様式）に必要な事項を記載させるものとする。 4 緊急を要する場合又は<u>大量に公印を使用する場合</u>は、そのたびごとに<u>事務主管課長が公印の管守者の承認を受け、公印使用認可簿に記載した上で押印すること</u>ができる。 (公印の刷込み及び公印刷込用紙の使用) 第6条 一時に多数印刷する文書のうち、公印を押印すべきもので公印の印影を刷り込むことが適当であるものは、公印の押印に代えて印影を刷り込むことができる。 2 文書に公印の印影を刷り込もうとする者は、<u>刷込用公印使用願（第3号様式）により管守者の承認を受けるとともに、決裁を受けた原議文書を添えて公印の管守者に提示し、審査</u>を受けなければならない。 3 管守者は、前項の承認を受けた者に対し、印影の原版を貸与するものとする。 4 第2項の承認を受けた者は、印影の原版の不正な使用等を防止	(公印の使用) 第5条 施行する文書には、春日井市教育委員会処務規程（平成10年春日井市教育委員会訓令第1号）第6条の規定によりその例によることとされた春日井市文書取扱規程（平成13年春日井市訓令第4号）第23条の規定により公印を押さなければならない。 2 公印を使用しようとするときは、押印すべき<u>文書及び決裁</u>を受けた<u>起案書</u>について、<u>公印の管守者又は管守者が指定する者（次項において「公印管守者等」という。）の審査</u>を経た上で押印しなければならない。 3 <u>公印管守者等</u>は、公印の使用を承認したときは、公印使用認可簿（第2号様式）に必要な事項を記載させるものとする。 4 緊急を要する場合は、そのたびごとに<u>事務主管課長が公印の管守者の承認を受け、公印使用認可簿に記載した上で押印すること</u>ができる。 (公印の刷込み) 第6条 一時に多数印刷する文書のうち、公印を押印すべきもので公印の印影を刷り込むことが適当であるものは、公印の押印に代えて印影を刷り込むことができる。 2 文書に公印の印影を刷り込もうとする者は、<u>決裁を受けた起案書について管守者の審査を受けるとともに、公印の使用について承認</u>を受けなければならない。 3 管守者は、前項の承認を受けた者に対し、印影の原版を貸与するものとする。 4 第2項の承認を受けた者は、印影の原版の不正な使用等を防止

する対策を講じなければならない。

- 5 第2項の承認を受けた者は、印影の刷込みを終えたときは、その使用結果を刷込用公印使用報告書（第4号様式）により管守者に報告し、刷込みに使用した印影の原版を管守者に返還しなければならない。

- 6 第2項の承認を受けた者は、公印刷込用紙を厳重に保管し、公印刷込用紙出納簿（第5号様式）を備えつけ、使用状況を明らかにし、不用となつたときは、焼却、裁断等適当な方法により廃棄しなければならない。

（電子印の使用）

- 第7条 公印を押印すべき文書で電子計算機により公印の印影を打ち出すことが適当であるものは、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した当該公印の印影（以下「電子印」という。）を打ち出すことができる。

- 2 管守者は、電子印の使用に当たっては、電子印の不正な使用、破壊等を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管守者は、電子印を使用して証明書を作成する場合は、その偽造及び不正使用を防止するための必要な措置を講じなければならない。

- 4 管守者は、電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子印を消去しなければならない。

- 5 電子印を使用しようとする者は、電子印使用願（第6号様式）

する対策を講じなければならない。

- 5 第2項の承認を受けた者は、印影の刷込みを終えたときは、その使用結果を刷込用公印使用報告書（第3号様式）により管守者に報告し、刷込みに使用した印影の原版を管守者に返還しなければならない。

（公印刷込用紙の使用）

- 第7条 公印の印影を刷り込んだ用紙（以下この条及び第10条において「公印刷込用紙」という。）に必要に応じて項目を追記して使用しようとするときは、公印刷込用紙作成願（第4号様式）により管守者の承認を受けるとともに、決裁を受けた起案書について審査を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、公印刷込用紙を厳重に保管し、公印刷込用紙出納簿（第5号様式）を備えつけ、使用状況を明らかにし、不要となつたときは、溶解、裁断等適当な方法により廃棄しなければならない。

（電子印の使用）

- 第8条 公印を押印すべき文書で電子計算機により公印の印影を打ち出すことが適当であるものは、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した当該公印の印影（以下「電子印」という。）を打ち出すことができる。

- 2 管守者は、電子印の使用に当たっては、電子印の不正な使用、破壊等を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管守者は、電子印を使用して証明書を作成する場合は、その偽造及び不正使用を防止するための必要な措置を講じなければならない。

- 4 管守者は、電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子印を消去しなければならない。

- 5 電子印を使用しようとする者は、決裁を受けた起案書について

により管守者の承認を受けるとともに、決裁を受けた原議文書を添えて公印の管守者に提示し、審査を受けなければならない。

6 管守者は、前項の承認を受けた者に対し、電子印を提供するものとする。

7 第5項の承認を受けた者は、電子印の不正な使用等を防止する対策を講じなければならない。

8 第5項の承認を受けた者は、電子印の使用を終えたときは、速やかに電子印を消去し、その使用結果を電子印使用報告書（第7号様式）により管守者に報告しなければならない。

9 電子印の調製、管理等については、第3条第1項及び第4項並びに第4条の規定を準用する。

（事故届）

第8条 管守者は、公印について盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届（第8号様式）を教育総務課

管守者の審査を受けるとともに、公印の使用について承認を受けなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、通知書、証明書等（以下「通知書等」という。）を発行する業務システム（以下「業務システム」という。）に電子印を搭載する場合は、電子印使用願（第6号様式）により管守者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

7 管守者は、前2項の承認を受けた者に対し、電子印を提供するものとする。

8 第5項及び第6項の承認を受けた者は、電子印の不正な使用等を防止する対策を講じなければならない。

9 第5項及び第6項の承認を受けた者は、電子印の使用を終えたときは、速やかに電子印を消去し、その使用結果を電子印使用報告書（第7号様式）により管守者に報告しなければならない。

10 電子印の調製、管理等については、第3条第1項及び第4項並びに第4条の規定を準用する。

（電子印の持出し）

第9条 業務システムにおいて作成された電子印を含む通知書等のデータ（次項において「電子印を含むデータ」という。）を外部に持ち出そうとする者は、電子印外部持出届（第8号様式）により管守者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、電子印を含むデータの使用を終えたときは、速やかに電子印の消去又は電子印を含むデータの消去を確認し、電子印使用報告書により管守者に報告しなければならない。

（事故届）

第10条 管守者は、公印について盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届（第9号様式）を教育総務課

長を経て教育長に提出しなければならない。 2 公印刷込用紙の保管者は、公印刷込用紙の盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちにその旨を管守者に届け出なければならない。	長を経て教育長に提出しなければならない。 2 公印刷込用紙の保管者は、公印刷込用紙の盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちにその旨を管守者に届け出なければならない。
--	--

議題2 全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて

令和6年4月18日に実施した、全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いを次のとおりとする。

- 1 教科に関する調査（国語、算数・数学）の結果は、分析結果及び今後の取組みを公表し、平均正答数や平均正答率などの数値は公表しない。
- 2 質問紙調査の結果は、分析結果を公表し、平均や割合などの数値は公表することがある。



6 文科教第 8 5 4 号

令和 6 年 7 月 29 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿

文部科学省総合教育政策局長

茂 里 毅

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の結果公表及び調査結果の
活用や取扱いについて（通知）

令和 6 年度全国学力・学習状況調査（以下「令和 6 年度調査」という。）の結果については、「令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和 5 年 12 月 21 日文部科学事務次官決定。以下「令和 6 年度調査実施要領」という。）に基づき、本日、下記のとおり公表しましたので、お知らせいたします。

調査結果は、各教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、学校設置会社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）において十分に活用し、教育施策の成果と課題の検証・改善や学校における学習指導の改善等に役立てていただくことが重要です。一方、調査結果については、令和 6 年度調査実施要領に基づき、適切に取り扱っていただく必要があります。調査結果の活用や取扱いに関する留意事項等は下記のとおりですので、各教育委員会、学校等におかれては、下記に御留意の上、適切な対応をお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては関係する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いいたします。都道府県知事におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いいたします。

1. 令和6年度調査の結果公表について

(1) 公表内容について

令和6年度調査の結果に関する以下の資料を、国立教育政策研究所のホームページ (<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>) に公開していること。

- ・結果（概要）
- ・結果（概要）のポイント（本通知の別添1）
- ・報告書（小学校国語、小学校算数、中学校国語、中学校数学、質問調査）
URL:<https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/>
- ・実施概況・実施概況補助資料
URL:<https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/factsheet/prefecture-City.html>
- ・その他調査結果資料

(2) 調査結果の概要（別添1）

①教科調査の結果

国語では、多くの児童生徒が取り組めている記述問題もあるが、事実と感想、意見とを区別するなど自分の考えを伝えるために書き表し方を工夫することなどに課題が見られたこと。

算数・数学では、図形や一次関数などの基礎的・基本的な知識・技能は身に付いているが、例えば、「データの活用」領域の問題では、データの分布状況の傾向を捉え、判断した理由を数学的な表現を用いて説明することなどに課題が見られたこと。

②質問調査の結果

学校及び児童生徒に対する質問調査の結果から、

- ・個別最適な学びと協働的な学びの両方に取り組んでいる児童生徒の方が、各教科の正答率が高く、授業の理解度や自己有用感等も高い
 - ・児童生徒の ICT 機器活用の効力感が高く、また、効力感を感じている児童生徒ほど、自己有用感、幸福感等も高い
- ことなどが明らかになったこと。

③文部科学省の主な取組

調査結果を踏まえて文部科学省で実施する主な取組は、別添1の p.6 のとおりであること。

2. 調査結果の活用及び取扱いについて

(1) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等においては、令和6年度調査実施要領5.（4）に基づき、調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、

教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。また、学校における学習指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること。

なお、調査結果の分析にあたっては、教科調査の平均正答数、平均正答率のみならず、個々の問題や領域等に着目して学習指導上の課題を把握・分析したり、学習指導要領の趣旨を踏まえた取組、ICT 機器の活用、挑戦心・自己有用感・幸福感等に係る質問調査の結果と合わせて総合的に分析、評価したりすることを通じて、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることも重要であること。

また、文部科学省としては、別添1の p.6 に示す取組一覧の中でも、別添2に示す調査結果の活用に関する取組（報告書の作成、8月20日（火）にオンライン開催する全国説明会など）を行っており、各教育委員会、学校等において積極的に活用いただきたいこと。

(2) 調査結果の取扱いに関する留意事項

調査結果の取扱いについては、令和6年度調査実施要領5.（5）及び7.に基づき、適切に行うこと。

特に、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

3. 調査結果を踏まえた教育委員会における取組の推進について

各教育委員会においては、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の作成を行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①調査結果において課題の見られた点を中心に、各学校における教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るための研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、教育委員会全体で共有し、小・中学校全体を通じて資質・能力を育成するため、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

②学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うとともに、首長部局等と連携を図り、児童生徒の学習環境の充実・支援に取り組むこと。その際、特に課題が見られる学校における改善の取組を促すとともに、積極的に支援すること。

③指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修

の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育施策の改善に適切に反映させること。

- ④優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法等の周知に努めるなど、域内における学習指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

4. 調査結果を踏まえた学校における取組の推進について

(1) 学習指導等の改善に向けた取組の推進

各学校においては、別添2に示した各種資料等も積極的に活用しながら、調査結果を分析・検証し、指導計画等に適切に反映させるなど学習指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。また、その際には、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や、その改善に向けた取組について検討すること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①学習指導要領の着実な実施

引き続き「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、カリキュラム・マネジメントの充実を図ること。その際、各教科等の特質に応じて、具体的な学習内容、単元や題材などの構成、学習の場面等に応じた指導方法について研究を重ね、適切な指導方法を選択しながら、工夫して実践すること。

②ICT 機器を活用した学習活動の充実

ICT 機器を活用した学習を質・量ともに充実させていくため、調査結果を踏まえ、各学校における課題を改めて把握・分析し、学習指導等の改善に計画的に取り組むこと。

その際、1人1台端末を活用した効果的な実践例を創出・モデル化し、その実践内容を公開している、リーディングDXスクール事業のホームページ等も参照すること。

- ・「リーディングDXスクール」のホームページ

URL:<https://leadingdxschool.mext.go.jp/>

③児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

道徳教育や特別活動、体験活動、生徒指導など学校教育全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組に努めるとともに、保護者や地域等の理解と協力の下に十分に連携をとりながら、児童生徒の心のケアや基本的な学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組等の推進に引き続き努めること。

(2) 校内研修等の充実

調査結果において課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果やそれらを通じて得られた具体的な課題などについては、学校全体で共有するとともに、小・中学校全体を通じて資質・能力を育成するため、近隣等の小学校や中学校とも共有するなどして、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

別添 1 令和 6 年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）のポイント

URL:<http://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukouku/report/data/24summary.pdf>

別添 2 文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に関する令和 6 年度の
取組

参考資料 令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（参考） 「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ
（文部科学省ウェブサイト）

URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学力調査室

電話 03-5253-4111（代表）内線 3726